北海道こども施策審議会次世代成育支援部会設置要綱

（設置目的）

第１条　北海道こども施策審議会条例（令和６年北海道条例第２号。（以下「条例」という。））第７条の規定に基づき、「北海道における青少年の健全な育成」を図るため、北海道こども施策審議会（以下「審議会」という。）から付託された事項に関し、少年の健全な育成に関する重要事項を調査・審議を行うことを目的として、北海道こども施策審議会次世代成育支援部会（以下「次世代成育支援部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　次世代成育支援部会の所掌事項は次のとおりとする。

(1) 知事の諮問に応じ、青少年の健全な育成に関する重要事項を調査・審議すること。

(2) その他、審議会から付託された事項を調査審議すること。

（構成等）

第３条　次世代成育支援部会は、部会長、副部会長、部会委員をもって構成する。

２　部会委員（条例第７条第４項に規定する委員及び特別委員）は 13 名以内とし、青少年の健全な育成に関係する団体の役職員、事業者、関係行政機関の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員及び学識経験者である委員並びに特別委員のうちから審議会会長が指名する者とする。

３　部会委員の任期は、２年とする。ただし、部会委員が欠けた場合における補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　部会長は審議会委員の中から審議会会長が指名する。

５　副部会長は部会委員の互選により定める。

（職務）

第４条　部会長は、次世代成育支援部会の所掌事務を統轄する。

２　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　次世代成育支援部会の会議は、部会長が招集する。

２　次世代成育支援部会は、委員の２分の１以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

（関係者の出席）

第６条　部会長は、必要があると認めるときには、前条の会議に部会委員以外の者の出席を求める

ことができる。

（庶務）

第7条　次世代成育支援部会の庶務は、保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課において行う。

（その他）

第8条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、部会長が審議会会長と協議の上、定める。

附　則

この要綱は、令和6年5月 17 日から施行する。